

(公印省略)

高齢福第1096号  
令和2年7月15日

各関係事業所・施設 管理者 殿

大分県福祉保健部 高齢者福祉課長

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の実施について

本県の高齢者福祉施策の推進につきましては、平素から格別のご理解とご協力を賜り厚く感謝申し上げます。

さて、令和2年7月6日付け高齢福第1011号にてお知らせした新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金及び感染症対策等支援金の支給について、下記のとおり実施しますので通知します。

今後の申請に当たっては、別添資料やホームページへの掲載資料をよくご確認いただき、遺漏のないようお取りはからいいただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金

- ①対象期間：令和2年3月3日（※）～令和2年6月30日
- ②支給対象等：別紙1を参照してください。
- ③申請方法：別紙1を参照してください。
- ④受付期間：令和2年7月20日～令和2年9月30日  
コールセンターは7月20日から受付開始します。  
TEL：097-533-8090

※…大分県における新型コロナウイルス感染症患者1例目発生日

2. 感染症対策等支援金

- ①対象期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日
- ②支援対象等：別紙2を参照してください。
- ③補助上限額：別紙3を参照してください。
- ④申請方法：令和2年7月31日に改めてお知らせします。
- ⑤受付期間：令和2年9月1日～令和3年1月31日

3. その他

- ・1の慰労金を退職者の方が申請する場合は、事業所・施設等が発行する勤務証明書等が必要となりますので、退職者の方から求められた場合はご対応をお願いします。
- ・事業の詳細、Q&A及び申請に必要な様式は、大分県のホームページに掲載していますのでご確認ください。

■大分県ホームページ…<http://www.pref.oita.jp/site/irokinntop/>



# 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金

## 概要

新型コロナウイルス感染防止対策を講じつつ介護サービスの継続に努めていただいている介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対し、次のとおり慰労金を支給します。

(1) 利用者に感染者が発生又は濃厚接触者に対応した施設・事業所<sup>※1</sup>に勤務し、利用者と接する<sup>※2</sup>職員<sup>※3</sup>

① (通所・施設系)感染者・濃厚接触者発生日以降に勤務を行った場合  
(訪問系)感染者・濃厚接触者に実際にサービスを提供した場合

20万円

② ①以外の場合

5万円

(2) (1)以外の施設・事業所に勤務し利用者とは接する職員

5万円

- ※1 介護保険の全サービス事業所、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型・通所型サービス、介護予防ケアマネジメント）が対象です。
- ※2 利用者との接触とは、身体的接触に限られるものではなく、対面する、会話する、同じ空間で作業する場合も含まれます。利用者がいる建物から離れた別の建物に勤務し、物理的に利用者に会う可能性が全く無いような場合は対象となりません。
- ※3 対象期間（R2.3.3～R2.6.30）に10日以上勤務（有給休暇や育休等、実質勤務していない日は除く。）した方が対象です。施設・事業所等で直接雇用されていた方だけではなく、派遣契約や業務委託として働いていた方も含まれます。

## 申請方法

- ◎申請は、大分県のホームページから原則電子申請で行ってください。
- ◎支給対象となる職員の情報を「新型コロナウイルス感染症従事者慰労金 申請者一覧（以下「申請者一覧」という。）【直接雇用者分】」に事業所・施設単位でとりまとめ、電子申請をする際に添付してください。
- ◎支給対象者から「慰労金代理申請委任状」を提出してもらい、保管しておいてください。
- ※申請者一覧・委任状の様式は、大分県のホームページからダウンロードしてください。
- ※申請の際は、電子申請画面の申請区分の設定で「直接雇用者分」を選択してください。

## 手順

①対象者の把握	②金額の確認	③受領の意思確認	④申請者一覧作成	⑤簡易申請手続
対象となる職員を確認する。	支給金額を確認する。	対象者全員に受領の意思確認を行う。 受領希望の職員から委任状をもらう。	「申請者一覧」を各事業所・施設ごとに作成する。	電子申請画面から慰労金支給申請の入力を行う。



間接雇用者（派遣労働者・業務受託者の労働者）で支給対象となる方がいる場合

- ・介護事業所・施設等から、直接雇用している職員分とは別に申請してください。
  - ・対象となる派遣業者・委託業者等に「申請者一覧【間接雇用者分】」と「誓約書」を提出してもらい、電子申請する際に添付してください。
  - ・上記業者を通じて支給対象者から委任状を提出してもらい、保管しておいてください。
  - ・申請の際は、電子申請画面の申請区分の設定で「間接雇用者分」を選択してください。
- ※申請者一覧・誓約書・委任状の様式は、大分県のホームページからダウンロードしてください。

# 感染症対策等支援金



## 概要

### (1) 新型コロナウイルス感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援

令和2年4月1日以降、感染症対策を徹底した上でサービスを提供するために必要なかかり増し経費が発生した介護サービス事業所・施設等<sup>※</sup>に対し、その経費を助成します。

※ 介護保険の全サービス事業所、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、養護・軽費老人ホーム、介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型・通所型サービス、介護予防ケアマネジメント）

#### ◆対象経費

例) 衛生用品等の物品購入費、感染防止のための増員等に係る追加的人件費、外部専門家等による研修実施費、研修の受講等に要する旅費・宿泊費、受講費用  
感染発生時の対応や衛生用品の保管等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置 等

#### ◆助成上限額

サービス類型毎に設定

例) 通所介護（通常規模型）89.2万円、訪問介護53.4万円、特養3.8万円×定員数

※詳しくは別紙3をご参照ください。

### (2) 介護サービス再開に向けた取組への支援

令和2年4月1日以降、サービス利用中止中の利用者に対する利用再開の働きかけや感染防止のための環境整備に取り組んだ在宅サービス事業所<sup>※</sup>に対し、その経費を助成します。

※ 訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、多機能型サービス事業所

#### ①在宅サービス利用中止中の利用者への再開支援への助成

#### ◆支援対象

サービスの利用を中止している利用者<sup>※1</sup>に対し、在宅サービス事業所と居宅介護支援事業所の介護支援専門員で連携した上で、電話や訪問により健康状態や希望するサービスの確認<sup>※2</sup>を行い、利用者の要望を踏まえたサービス提供のための調整等を行った、在宅サービス事業所と居宅介護支援事業所（実際にサービス再開につながったかどうかは問いません。）

※1 当該事業所を利用していた利用者で、過去1ヶ月の間、当該サービスを1回も利用していない利用者（利用終了者を除きます。）

※2 1回以上電話または訪問を行うとともに、記録を行っていること

◆支援額 電話：1,500円、訪問：3,000円（1利用者につき1回まで）

※詳しくは別紙4をご参照ください。

#### ②在宅サービス事業所における環境整備への助成

#### ◆対象経費

「3密」を避けてサービス提供を行うための環境整備に要する費用等

例) 長机、飛沫防止パネル、感染防止のための内装改修費、タブレット等のICT機器 等

◆助成上限額 20万円 ※詳しくは別紙4をご参照ください。

## 申請方法

支援金の申請方法等詳細な内容については、令和2年7月31日（金）に大分県ホームページ等でお知らせする予定です。もうしばらくお待ちください。

基準単価（1事業所又は1定員当たり）

助成対象			感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業		
事業所・施設等の種別（※1）			令和2年4月1日以降、感染症を対策を徹底した上で、介護サービス提供を行うために必要な かかり増し経費が発生した介護サービス事業所・施設等（1～28）（※2）		
通所系	1	通所介護事業所	通常規模型	892,000円	/事業所
	2		大規模型（Ⅰ）	1,137,000円	/事業所
	3		大規模型（Ⅱ）	1,480,000円	/事業所
	4	地域密着型通所介護事業所（療養通所介護事業所を含む）		384,000円	/事業所
	5	認知症対応型通所介護事業所		375,000円	/事業所
	6	通所リハビリテーション事業所	通常規模型	939,000円	/事業所
	7		大規模型（Ⅰ）	1,181,000円	/事業所
	8		大規模型（Ⅱ）	1,885,000円	/事業所
短期入所系	9	短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所		44,000円	/定員
訪問系	10	訪問介護事業所		534,000円	/事業所
	11	訪問入浴介護事業所		564,000円	/事業所
	12	訪問看護事業所		518,000円	/事業所
	13	訪問リハビリテーション事業所		227,000円	/事業所
	14	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		508,000円	/事業所
	15	夜間対応型訪問介護事業所		204,000円	/事業所
	16	居宅介護支援事業所		148,000円	/事業所
	17	福祉用具貸与事業所		148,000円	/事業所
	18	居宅療養管理指導事業所		33,000円	/事業所
多機能型	19	小規模多機能型居宅介護事業所		475,000円	/事業所
	20	看護小規模多機能型居宅介護事業所		638,000円	/事業所
入所施設・ 居住系	21	介護老人福祉施設		38,000円	/定員
	22	地域密着型介護老人福祉施設		40,000円	/定員
	23	介護老人保健施設		38,000円	/定員
	24	介護医療院		48,000円	/定員
	25	介護療養型医療施設		43,000円	/定員
	26	認知症対応型共同生活介護事業所		36,000円	/定員
	27	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、 サービス付き高齢者向け住宅（定員30人以上）		37,000円	/定員
	28	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、 サービス付き高齢者向け住宅（定員29人以下）		35,000円	/定員
対象経費（※3）			a 衛生用品等の感染症対策に要する物品購入 b 外部専門家等による研修実施 c （研修受講等に要する）旅費・宿泊費、受講費用等 d 感染発生時対応・衛生用品補完等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置等 e 感染防止を徹底するための面会室の改修費 f 消毒・清掃費用 g 感染防止のための増員のため発生する追加的人件費 h 感染防止のための増員等、応援職員に係る職業紹介手数料 i 自動車の購入又はリース費用 j 自転車の購入又はリース費用 k タブレット等のICT機器の購入又はリース費用（通信費用は除く） l 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の、賃料・物品の使用料 m 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の職員の交通費、利用者の送迎に係る費用 n 訪問介護員による同行指導への謝金（通所系サービス事業所が訪問サービスを実施する場合） o 医療機関や保健所等とのクラスター発生時等の情報共有のための通信運搬費		
助成額			・事業所・施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。 なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 ・また、1事業所・施設当たり上限額に達するまで助成することができる。 ・1事業所・施設に（1）①と（3）①・②の両方を助成することができる。		

※1 事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けている者であり、また

- ・各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取扱う。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所（通常規模型）と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取扱う。
- ・通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、助成の申請時点で判断すること。

※2 利用者又は職員に感染者が発生しているか否かは問わない

※3 かかり増し経費等として考えられるものを例示したものであるが、実際の助成に当たっては、実施主体である都道府県が、個々の事情を勘案し、

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための経費等であり、通常の介護サービスの提供時では想定されないものと判断できるものであれば、幅広く対象とする。

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）

基準単価（1利用者又は1定員当たり）			在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業		在宅サービス事業所における環境整備への助成事業	
助成対象			令和2年4月1日以降、サービス利用中止中の利用者への利用再開支援を行った在宅サービス事業所(1~15、18~21)、居宅介護支援事業所(※2)		令和2年4月1日以降、感染症防止のための環境整備を行った在宅サービス事業所(1~21)	
事業所・施設等の種別(※1)						
通所系	1	通常規模型	(電話による確認の場合) 1,500円 (訪問による確認の場合) 3,000円	/利用者	200,000円	/事業所
	2	大規模型(Ⅰ)		/利用者	200,000円	/事業所
	3	大規模型(Ⅱ)		/利用者	200,000円	/事業所
	4	地域密着型通所介護事業所(療養通所介護事業所を含む)		/利用者	200,000円	/事業所
	5	認知症対応型通所介護事業所		/利用者	200,000円	/事業所
	6	通常規模型		/利用者	200,000円	/事業所
	7	大規模型(Ⅰ)		/利用者	200,000円	/事業所
	8	大規模型(Ⅱ)		/利用者	200,000円	/事業所
短期入所系	9	短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所	/利用者	200,000円	/事業所	
訪問系	10	訪問介護事業所	/利用者	200,000円	/事業所	
	11	訪問入浴介護事業所	/利用者	200,000円	/事業所	
	12	訪問看護事業所	/利用者	200,000円	/事業所	
	13	訪問リハビリテーション事業所	/利用者	200,000円	/事業所	
	14	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	/利用者	200,000円	/事業所	
	15	夜間対応型訪問介護事業所	/利用者	200,000円	/事業所	
	16	居宅介護支援事業所	電話による確認(※3) 1,500円(看護師等(※4)が協力した場合:4,500円)(※5)	/利用者	200,000円	/事業所
	17	訪問による確認(※3)	3,000円(看護師等(※4)が協力した場合:6,000円)(※5)	/利用者	200,000円	/事業所
多機能型	18	福祉用具貸与事業所	/利用者	200,000円	/事業所	
	19	居宅療養管理指導事業所	(電話による確認の場合) 1,500円	/利用者	200,000円	
	20	小規模多機能型居宅介護事業所	(訪問による確認の場合) 3,000円	/利用者	200,000円	
入所施設・居住系	21	看護小規模多機能型居宅介護事業所	/利用者	200,000円	/事業所	
	22	介護老人福祉施設	-	-	-	
	23	地域密着型介護老人福祉施設	-	-	-	
	24	介護老人保健施設	-	-	-	
	25	介護医療院	-	-	-	
	26	介護療養型医療施設	-	-	-	
	27	認知症対応型共同生活介護事業所	-	-	-	
	28	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員30人以上)	-	-	-	
	29	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員29人以下)	-	-	-	
対象経費(※6)					・3つの密(「換気が悪い密閉空間」、多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発生をする密接場面」)を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に要する以下のようなものの購入費用等 a 長机 b 飛沫防止パネル c 換気設備 d (電気)自転車(リース費用含む) e タブレット等のICT機器(リース費用含む。)(通信費用は除く) f 感染防止のための内装改修費	
助成額			・1事業所・施設における1利用者につき1回まで助成することができる。 ・1事業所・施設に(1)①と(3)①・②両方を助成することができる。		・事業所・施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。 なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 ・また、1事業所・施設につき上限額に達するまで助成することができる。 ・1事業所・施設に(1)①と(3)①・②両方を助成することができる。	

△裏面の注意事項も参照してください。

※1 事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けている者であり、また

・ 各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取扱う。

・ 介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所（通常規模型）と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取扱う。

・ 通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、助成の申請時点で判断すること。

※2 具体的には以下の事業所を指す。なお、実際にサービス再開につながったか否かは問わない。

・ 在宅サービス事業所：在宅サービス利用休止中の利用者に対して、介護支援専門員と連携した上で、健康状態・生活ぶりの確認、希望するサービスの確認を行った上で、利用者の要望を踏まえたサービス提供のための調整等（感染対策に配慮した形態での実施に向けた準備等）

・ 居宅介護支援事業所：在宅サービスの利用休止中の利用者に対して、健康状態・生活ぶりの確認、希望するサービスの確認（感染対策に係る要望を含む）、サービス事業所との連携（必要に応じケアプラン修正）を行った場合

※ 「在宅サービスの利用休止中の利用者」とは、当該事業所を利用していた利用者で過去1ヶ月の間、当該在宅サービスを1回も利用していない利用者（居宅介護支援事業所においては、過去1ヶ月の間、在宅サービス事業所のサービスを1回も利用していない利用者）

※ 「～の確認」とは、1回以上電話または訪問を行うとともに、記録を行っていること

※ 「連携を行った」とは1回以上電話等により連絡を行ったこと

※ 「調整等を行った」とは、希望に応じた所要の対応を行ったこと

※3 1利用者につき、16と17は併給不可である。

※4 看護師、居宅管理療養指導を行う者（医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士）

※5 「協力した」とは、居宅介護支援事業所の介護支援専門員の依頼を受け、看護師等が訪問をした上で、所要の対応を行ったこと

※6 かかり増し経費等として考えられるものを例示したものであるが、実際の助成に当たっては、実施主体である都道府県が、個々の事情を勘案し、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための経費等であり、通常の介護サービスの提供時では想定されないものと判断できるものであれば、幅広く対象とする。